

## 公告

地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 2 第 1 項第 3 号の規定により下記の通り随  
意契約を行うので、和歌山県財務規則（昭和 63 年和歌山県規則第 28 号）第 108 条の 2 第 1 項の規  
定により公告する。

令和 8 年 3 月 19 日

和歌山県知事 宮崎 泉

### 1. 契約の内容

令和 8 年度 和歌山県広報紙「県民の友」点字版の印刷発行業務（詳細は仕様書のとおり）

### 2. 契約相手方の決定方法

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 3 号に規定されている、障害者の日常生活及び社会生  
活を総合的に支援するための法律第 5 条第 11 項に規定する障害者支援施設、同条第 28 項に規  
定する地域活動支援センター、同条第 1 項に規定する障害福祉サービス事業（同条第 7 項に規  
定する生活介護、同条第 13 項に規定する就労選択支援、同条第 14 項に規定する就労移行支援  
又は同条第 15 項に規定する就労継続支援を行う事業に限る。）を行う施設若しくは小規模作業  
所（障害者基本法第 2 条第 1 号に規定する障害者の地域社会における作業活動の場として同法  
第 18 条第 3 項の規定により必要な費用の助成を受けている施設をいう。）若しくはこれらに準  
ずる者として総務省令で定めるところにより普通地方公共団体の長の認定を受けた者若しくは  
生活困窮者自立支援法第 16 条第 3 項に規定する認定生活困窮者就労訓練事業を行う施設でその  
施設に使用される者が主として同法第 3 条第 1 項に規定する生活困窮者であるもの（当該施設  
において製作された物品を買い入れることが生活困窮者の自立の促進に資することにつき総務  
省令で定めるところにより普通地方公共団体の長の認定を受けたものに限る。）で、和歌山県内  
にある施設のうち、当該業務の条件を満たし、受託を希望する者から提出された見積書の最低価  
格であった者を相手方とする。

### 3. 契約の相手方の決定日時

令和 8 年 4 月 1 日（水）予定

### 4. 契約の相手方の選定基準

上記 2 に規定する者で県税、消費税又は地方消費税を滞納していない者

### 5. 見積書等の提出期限及び提出場所

(1) 提出期限 令和 8 年 3 月 25 日（水）午後 3 時

(2) 提出場所 和歌山市小松原通 1 丁目 1 番地 和歌山県知事室広報課（本館 3 階）

#### 【問合せ先】

和歌山県知事室広報課 担当：南

電話：073-441-2032 FAX：073-423-9500